

逗子市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める 条例の一部改正について

介護保険法等の改正により、小規模な通所介護（利用定員18人以下）の指定権限が市町村に移行します。現在は、国の基準を基に神奈川県条例にて通所介護に係る基準が定められていますが、小規模な通所介護の基準を市の条例で定めなければならないため、条例の一部改正をするものです。

追加される条文（小規模な通所介護の基本方針が、条例に追加されます）

（地域密着型通所介護の基本方針）

第7条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（療養通所介護の基本方針）

第7条の3 指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努めなければならない。

その他の改正

- ◎ 介護保険法に項ずれが生じたため、また、条例の体裁を整えるため、字句整理等の所要の修正を行います。
- ◎ 「逗子市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例」のほか、「条例の施行規則」及び「介護予防に係る基準等を定める条例の施行規則」も同時に改正となります。

国が定めている基準との違い（逗子市の独自基準）

神奈川県における条例で文書の保存期間が5年（国の基準は2年）となっているため、他のサービスと同様に文書の保存期間を5年としました。その他は、全て国が定めている基準と同じです。